

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報ネットワーク利用に関する倫理
規程

平成16年4月1日
規程第 86 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における情報ネットワークの利用に関して、通信の秘密、人権若しくは知的財産権を侵害する行為、倫理上問題となる行為又は情報ネットワークの適切な運用を妨害する行為を防止し、情報ネットワークシステムの円滑な運用を図り、もって教育研究及び管理運営の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「情報ネットワークシステム」とは、本学が管理・運用する情報ネットワーク設備、それらに接続されたコンピュータ、情報関連機器及びそれらにおいて用いられるソフトウェアをいう。
- (2)「利用者」とは、役員、職員、学生その他本学において教育研究又は事務若しくは技術に従事する者で、本学の情報ネットワークシステムを利用する者をいう。
- (3)「システム管理者」とは、総合情報基盤センター長その他本学の情報ネットワークシステムを管理する者をいう。

(利用目的の限定)

第3条 情報ネットワークシステムの利用は、教育研究及び大学運営に関する目的に限られる。

(遵守事項)

第4条 利用者は、情報ネットワークシステムが社会に対して強くかつ広い影響力を持つものであることを認識し、その適切かつ円滑な運用に努め、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、利用者は、個人情報又は業務上知り得た情報を適切に取り扱わなければならない。

- (1) 他の者の通信の秘密を侵害しないこと。
- (2) プライバシー等の他の者の人権を侵害しないこと。
- (3) 著作権等の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) わいせつな図画の流布に係る通信行為その他法令に違反し、又は公序良俗に反する通信を行わないこと。
- (5) 有害なプログラムやデータによる情報ネットワークシステムや機器類の

- 損傷その他情報ネットワークシステムの運用を妨害する行為をしないこと。
- (6) 許可された利用権限以外のアクセスを行わないこと。
 - (7) 宗教的又は政治的な目的のために利用しないこと。
 - (8) 個人的な営利を目的として利用しないこと。
 - (9) 情報ネットワークシステムの円滑な利用を妨害しないこと。
 - (10) その他個人、本学や社会の利益を不当に損なう行為をしないこと。

(システム管理者の責務)

- 第5条 システム管理者は、この規程の趣旨及び前条に規定する遵守事項を利用者に周知するとともに、情報ネットワークシステムの利用に関する倫理について啓発活動に努めなければならない。
- 2 システム管理者は、この規程に違反する行為又は状態があるときは、違反した者の情報ネットワークシステムの利用を停止するなど必要な措置を講ずることができる。

(実情調査等)

- 第6条 第4条に規定する遵守事項に違反する行為又は状態がある場合、発見者は、総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に通知しなければならない。
- 2 センターは、実情を調査し、第4条に規定する遵守事項に違反した者が判明した場合は、学長及び当該違反者が所属する長に調査結果の報告を行うものとする。
 - 3 センターは、当該事案に他の学内委員会の所掌に属する事項が含まれる場合には、前項の報告に併せて、当該委員会に調査結果を通知するものとする。
 - 4 センターは、第2項の実情調査を行うに当たって、当事者その他の関係者のプライバシー、名誉その他人権に十分配慮して公正な事情聴取を行わなければならない。

(処分等)

- 第7条 学長は、前条第2項の報告に基づき、所定の手続を経て、違反の行為の程度に応じて、懲戒処分その他必要な措置を厳正に講ずる。

(雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、情報ネットワークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。